

【分配金のお知らせ】

2016年10月28日
野村アセットマネジメント株式会社「野村エマージング債券プレミアム」「毎月分配型」の
2016年10月27日決算の分配金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村エマージング債券プレミアム」「毎月分配型」の2016年10月27日決算の分配金についてご案内いたします。

今回の決算において、新興国通貨の動向やそれに伴う基準価額の水準、基準価額に対する分配金額などを総合的に勘案し、「毎月分配型」の分配金を60円から40円に引き下げることいたしました。

分配金引き下げに関する説明は次ページ以降をご参照ください。

分配金額と基準価額は下表のとおりです。

【分配金】(1万口当たり、課税前)

分配金額 (前回決算)	決算日の基準価額	決算日の基準価額 (分配金再投資) (前回決算)	分配金額設定来累計
40円 (60円)	6,029円	9,563円 (9,145円)	3,660円

前回決算:2016年9月27日、設定日:2013年6月27日

基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

- ・分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- ・分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

—上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。—

【「毎月分配型」の分配の方針】

原則、毎月27日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。

分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

【分配金引き下げの背景】

今回の決算におきまして、「毎月分配型」の分配金を60円から40円に引き下げました。

基準価額は、ファンドの設定日(2013年6月27日)以降、概ね9,000円から10,000円の範囲で推移しましたが、2014年12月頃から下落基調となり、2016年以降は6,000円を挟んだ動きとなりました。2016年10月27日現在、基準価額は6,029円となり、2014年11月末を基準とする騰落率は、-35.4%となりました。

ファンドのパフォーマンス(分配金を加味した基準価額(分配金再投資))は、2014年12月頃から、新興国通貨※が対円で下落したことなどを背景に下落基調となり、2014年11月末を基準とする2016年10月27日現在での騰落率は-13.4%となりました。

新興国通貨の為替レート(対円)は、ファンドの設定月末(2013年6月末)以降、韓国ウォンを除いて、概ね横ばいで推移していましたが、2014年12月頃からは、原油安を要因に原油産出国に対する投資家のリスク回避姿勢が高まったことや、中国経済の先行き不透明感から世界景気不安が強まつたことなどを背景に、概ね下落基調で推移しました。

上記で述べた環境を受け、「毎月分配型」においては、これまで分配金を継続的に引き下げてまいりました。前回の分配金引き下げ(2016年7月27日決算において80円⇒60円)以降も、新興国通貨の動向やそれに伴う基準価額の水準が回復基調となっていないこと等から基準価額に対する分配金額などについても総合的に勘案し、また、信託財産の着実な成長を目指すべく、今回の決算においても分配金を引き下げることとしました。

※ 新興国通貨とは、当面、韓国ウォン、南アフリカランド、トルコリラ、メキシコペソ、ロシアルーブル、ブラジルレアルを指します。

「毎月分配型」の基準価額の推移

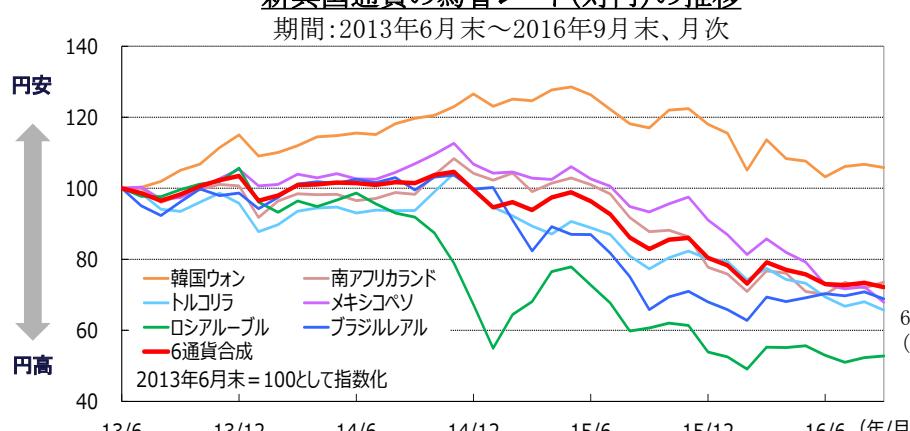
期間:2013年6月27日(設定日)～2016年10月27日、日次



基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの收益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに收益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

新興国通貨の為替レート(対円)の推移

期間:2013年6月末～2016年9月末、月次



6通貨合成:6通貨の月次騰落率の平均をもとに算出
(出所)ブルームバーグのデータを基に野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、この他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

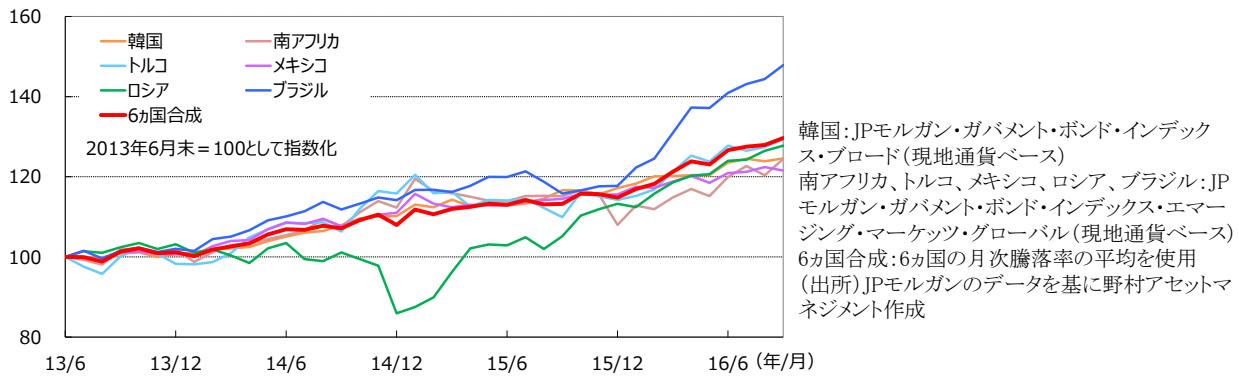
ご参考

<6カ国の債券(現地通貨建て)のパフォーマンス>

ロシアについては原油安を背景に2014年後半に下落する局面がありましたが、その後は持ち直しました。ロシア以外の債券はファンドの設定月末以降、概ね堅調に推移しました。

6カ国の債券(現地通貨建て)のパフォーマンス

期間:2013年6月末～2016年9月末、月次



— 上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。
また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 —

【今後の運用方針】

以下の内容は2016年9月30日時点のものであり、予告なく変更する場合があります。

新興国債券市場は、原油価格など商品価格の動向や、中国経済の先行き懸念、また、新興国からの資金流出懸念など慎重な見方も必要と考えます。一方で、底堅いファンダメンタルズ(基礎的条件)を背景に、先進国経済より新興国経済の成長率の絶対値は、今後も高い水準で推移すると考えられ、相対的に高い金利水準からも、新興国債券への注目は今後も継続すると考えます。

ファンドは、新興国通貨建ての公社債等へ投資することにより、インカムゲイン(利子収入)の確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。また、新興国通貨それぞれについて、原則として、保有する当該外国通貨建て資産の評価額の範囲内で、円に対する当該外国通貨のコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す「通貨プレミアム戦略」を活用し、更なる収益の獲得に努めて参ります。

今後とも「野村エマージング債券プレミアム」をご愛顧賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

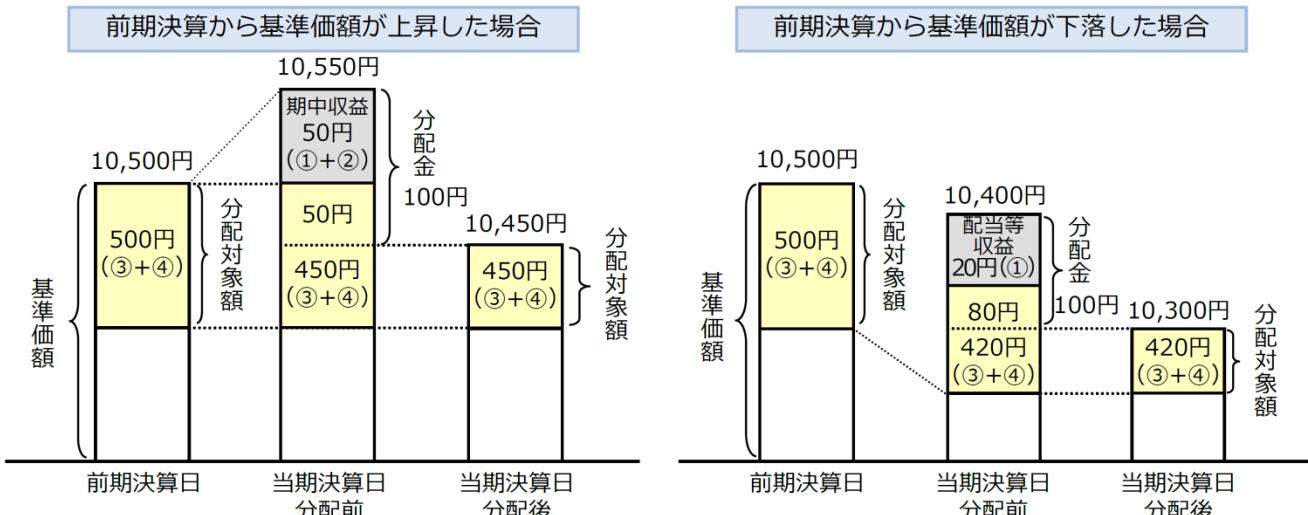
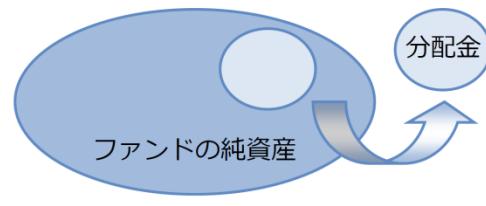
以上

<当資料で使用した指数について>

●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロード(JP Morgan Government Bond Index Broad)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している世界主要国の債券を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル(JP Morgan Government Bond Index Emerging Markets Global)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表しているエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

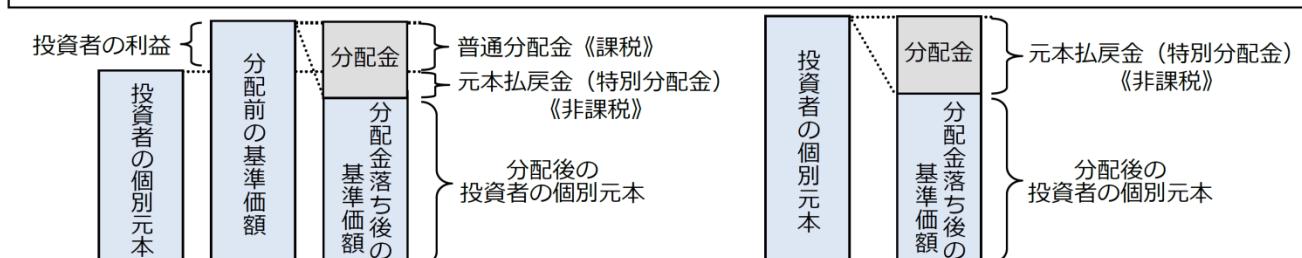
分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
 - ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。
 - ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- | | |
|-------------------|--|
| ◇普通分配金 | … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 |
| ◇元本払戻金
(特別分配金) | … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。 |



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

【ファンドの特色】

- インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。

- 新興国通貨^{※1}建ての公社債等を実質的な主要投資対象^{※2}とします。

また、新興国通貨それぞれについて、円に対する当該外国通貨のコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入^{※3}の獲得を目指す「通貨プレミアム戦略」を実質的に活用します。

※1 新興国通貨とは、当面、韓国ウォン、南アフリカランド、トルコリラ、メキシコペソ、ロシアルーブル、ブラジルレアルを指します。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※3 オプションを売った対価として受取る権利料のことを指します。

<一般的なコール・オプションとは>

- ・コール・オプションとは、ある特定の商品(通貨など)を将来のある期日(満期日など)に、あらかじめ決められた特定の価格(=権利行使価格)で買う権利を売買する取引のことです。
- ・取引開始日に、コール・オプションの買い手は、その対価として、コール・オプションの売り手にプレミアム(権利料)を支払います。
- ・買い手は満期日に権利行使して、当該商品を権利行使価格で手に入れることができます。一方、売り手はこの権利行使に応じる必要があります。
- ・為替レートの水準や為替レートの変動率が上昇すること等が、コール・オプションの評価値の上昇要因となります。なお、コール・オプションの売却を行なう場合には、コール・オプションの評価値の上昇は、損失を被る要因となります。

※上記は、コール・オプションの全てを説明したものではありません。また、当てはまらない場合もあります。

- 「野村エマージング債券プレミアム」は、分配頻度の異なる「毎月分配型」と「年2回決算型」から構成されています。

- 円建ての外国投資信託「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドV-エマージング・ボンド・プレミアム-Jクラス」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」に投資します。

◆ 通常の状況においては、「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドV-エマージング・ボンド・プレミアム-Jクラス」への投資を中心とします*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

*通常の状況においては、「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドV-エマージング・ボンド・プレミアム-Jクラス」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

■ 外国投資信託「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドV-エマージング・ボンド・プレミアム - Jクラス」の主な投資方針について ■

- ◆ 新興国通貨建ての公社債等(国債、国際機関債、政府機関債、準政府債(地方政府債)、社債等)を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。新興国通貨の分配については、分散投資に努めるものとします。
- ◆ 新興国通貨建ての公社債に投資する他、米ドル建ての公社債への投資および米ドル売り新興国通貨買いの為替取引の活用により、当該新興国通貨建ての公社債への投資効果を追求する場合があります。
- ◆ 「通貨プレミアム戦略」を活用し、さらなる収益の獲得を目指す運用を行なうことを基本とします。ファンドにおいて、「通貨プレミアム戦略」とは、新興国通貨それぞれについて、円に対する当該外国通貨のコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す戦略をいいます。

・投資顧問会社が、新興国通貨それぞれについて、公社債等の運用および「通貨プレミアム戦略」の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

・副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国通貨それぞれについて、公社債等の運用および「通貨プレミアム戦略」の運用において優れていると判断した運用会社を選定します。

・投資顧問会社は選定した副投資顧問会社およびファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

* 投資顧問会社は、副投資顧問会社の選定および信託財産の配分比率決定にあたり、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社より助言を受けます。

主な担当通貨	名称
ブラジルレアル	Santander Brasil Asset Management Distribuidora de Títulos e Valores Mobiliários S.A.
メキシコペソ	Standish Mellon Asset Management Company LLC
南アフリカランド	Investec Asset Management (Pty) Limited
トルコリラ	野村アセットマネジメント株式会社
ロシアルーブル	Deutsche Asset Management Investment GmbH
韓国ウォン	Mirae Asset Global Investments Co., Ltd.

・出所：投資顧問会社(野村アセットマネジメント)作成

・上記の各副投資顧問会社は、平成28年9月30日現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

野村エマージング債券プレミアム
(毎月分配型／年2回決算型)

【ファンドの特色】

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

● 分配の方針

◆毎月分配型

原則、毎月27日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。

◆年2回決算型

原則、毎年5月および11月の27日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券等に実質的に投資する効果を有しますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資し、加えて通貨オプション取引を活用しますので、為替およびオプション価値の変動等により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 平成35年11月27日まで(平成25年6月27日設定)
- 決算日および収益分配 【毎月分配型】年12回の決算時(原則、毎月27日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
【年2回決算型】年2回の決算時(原則、5月および11月の27日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位
(ご購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、ご購入後にご購入コースの変更はできません。)
- ご換金価額 ※お取り扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかの休業日に該当する場合または12月24日である場合には、原則、ご購入、ご換金の各お申込みができません。
・ニューヨーク証券取引所・ニューヨークの銀行
・ロンドンの銀行・ルクセンブルグの銀行
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

◆お申込みは

野村證券

商号：野村證券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会：日本証券業協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／
一般社団法人金融先物取引業協会／
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【当ファンドに係る費用】

(2016年10月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.78%(税抜3.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.0044%(税抜年0.93%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただぐ信託報酬率 年1.7244%程度(税込) (注)ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
◆その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額 (ご換金時)	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／
一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先：野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ ☎ 0120-753104
(受付時間)営業日の午前9時～午後5時



★インターネットホームページ★
<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★
<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、この他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。